



2021年2月15日

各 位

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹
(コード番号：3675 東証第一部)
問合せ先 取締役CFO 小野塚 浩二
(TEL. 03-6859-2250)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、2021年3月25日に開催予定の第8期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年としておりますが、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ運営の効率化を進めるため、決算期を変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年12月31日

変更後：毎年6月30日

(注) 決算期変更の経過期間となる第9期は、2021年1月1日から2021年6月30日までの6ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2021年1月～12月の業績見通しにつきましては、本日開示しております決算短信にて公表しております。2022年6月期の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第公表致します。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更にともない、定時株主総会の基準日を毎年6月30日に、中間配当の基準日を毎年12月31日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更に係る経過措置として、第9期事業年度は、2021年1月1日から同年6月30日までの6ヶ月となるため、附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条 (省略)	第1条～第10条 (現行どおり)
(基準日) 第11条 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする ことができる。	(基準日) 第11条 当社は、毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする ことができる。
第12条～第42条 (省略)	第12条～第42条 (現行どおり)
(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>同年12月31日</u> までとする。	(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年 <u>7月1日</u> から <u>翌年6月30日</u> までとする。
(剰余金の配当等) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。 2 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 3 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 4 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 5 未払の配当金には利息をつけない。 6 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。	(剰余金の配当等) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。 2 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 3 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 4 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 5 未払の配当金には利息をつけない。 6 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) (省略)	附則 <u>第1条</u> (監査役の実任免除に関する経過措置) (現行どおり)
(新設)	<u>第2条</u> (事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置) <u>第43条</u> (事業年度)の規定にかかわらず、 <u>第9期事業年度は、2021年1月1日から2021年6月30日までの6か月間とする。なお、本附則は、第9期事業年度の経過をもって、これを削除する。</u>
(新設)	<u>第3条</u> (事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当に関する経過措置) <u>第44条</u> (剰余金の配当等) 第3項の規定にかかわらず、 <u>第9期事業年度の中間配当は行わない。なお、本附則は、第9期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u>

(3) 日程

第8期定時株主総会 2021年3月25日(予定)

定款の効力発生日 2021年3月25日(予定)

以上